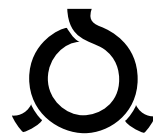


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則

告示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件
○地籍調査の成果について認証した件
○土地改良事業計画を変更すること
○土地改良事業計画を変更すること
○土地改良事業計画を変更すること

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件
○肥料の検査の結果を公表する件
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件
○都市計画法により公聴会を開催する件
○落札者を決定した件
○落札者を決定した件

規則

福島県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年一月十四日

福島県規則第一号

福島県都市計画法施行条例施行規則の一部を改正する規則

福島県都市計画法施行条例施行規則(平成十八年福島県規則第百十八号)の二部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県都市計画法施行細則

第五条第二号中「都市計画法(昭和四十二年法律第百号)」を「法」に改め、同条を

を適当と決定した件二件

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○肥料の検査の結果を公表する件

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件

○都市計画法により公聴会を開催する件

○落札者を決定した件二件

○落札者を決定した件

第六条とする。

第四条を第五条とし、第一条から第三条までを一条ずつ繰り下げ、第一条として次の一条を加える。

(公告の方法)

第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第五条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)、法第十七条第二項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第四項及び法第六十条の二第二項並びに都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定による公告は、福島県報に登載して行う。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

告示

福島県告示第八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年一月十四日から平成二十三年二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル保原店 福島県伊達市保原町字油谷地一番一ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、東白川郡塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十三年一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

塙町

二 成果の名称

東白川郡塙町大字板庭の一部に係る地籍図及び地籍簿

		(%)	(%)	(%)	kg	kg	(%)	(%)	(%)
たい肥	有限会社富岡農場	1.1	3.0	1.9	5	232	14.7	11	37.8

平成22年11月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)
たい肥	大森美津雄	ふたつや堆肥	1.5	2.1	2.5	17	171	0.7	14	42.1
たい肥	財団法人飯館村振興公社	たい肥	1.0	1.5	1.6	5	121	1.7	16	55.7
たい肥	杉下三子	混合堆肥	0.4	1.1	0.5	2	70	2.6	25	67.7

平成22年12月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)
たい肥	伊藤正通	スーパー有機1号	0.9	1.3	1.7	2	54	0.7	17	63.2
動物の排泄物	有限会社はやま農場	イセグリーン	1.9	4.9	3.6	10	470	19.6	8	21.0
たい肥	株式会社エ	自然のめぐみ	0.6	0.2	0.2	1	19	1.3	17	73.7

コライフ福島	(腐葉土)								
--------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--

注 主成分の略号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
 (農業総合センター)

公告第十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 平成二十三年一月十四日

土地改良区の名称 福島県知事 佐藤 雄 平
 福島市土地改良区

退任した役員 住所
 役別 氏名 健一 福島市大波字黒志田四一番地
 理事 加藤 健一

(農村計画課)

公告第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 平成二十三年一月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 白河市東土地改良区

退任した役員 住所
 役別 氏名 壽 白河市東下野出島字蟹沢一九番地
 理事 佐久間 壽

(農村計画課)

公告第十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第十六条第一項の規定により、県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。
 平成二十三年一月十四日

公聴会の開催日時及び場所
 日時 平成二十三年二月七日(月)午後六時から
 福島県知事 佐藤 雄 平

場所 白河市八幡小路七番地一 白河市役所地下第一会議室

二 公聴会の案件

県南都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十三年一月三十一日(月)までに、住所及び氏名、意見を述べようとする理由並びに意見の要旨を記載した公述申出書を福島県県南建設事務所又は白河市建設部都市計画課を経由して知事に提出し、公述の申出をしなければならぬ。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課及び白河市建設部都市計画課にそれぞれ閲覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課又は白河市建設部都市計画課にお問い合わせください。
(総室七面誌)

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
平成23年1月14日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高線量モニタリングポスト 6式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年12月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
アロカ株式会社 東京都三鷹市牟礼6丁目22番1号
- 5 落札金額
40,320,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年10月29日

(入札用度課)

公告第15号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
平成23年1月14日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
子ども安心サポートカー 28台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年12月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本三菱自動車販売株式会社 福島県福島市本内字中街道下14番地の1
- 5 落札金額
29,798,869円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年10月29日

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。
平成23年1月14日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
基幹系ネットワークシステム機器 (17拠点) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年12月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額
62,424,180円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年10月29日

(会 計 課)